

一般社団法人 東京都 PTA 協議会  
ユーザー規約

第1条（規約の目的）

本ユーザー規約は、一般社団法人東京都 PTA 協議会（以下「当法人」という）のユーザーについての必要な事項を定めるものとする。

第2条（事業対象）

当法人の事業対象は以下の通りである。

- ・ 都内公立小学校 PTA または PTA に準じる団体
- ・ 都内公立小中一貫校 PTA または PTA に準じる団体
- ・ 都内義務教育学校 PTA または PTA に準じる団体

第3条（ユーザー）

当法人の事業対象団体が、当法人が提供するサービスを利用する場合には、ユーザーであることを確認したうえで、ユーザーアカウントにて登録を行う。

第4条（ユーザーアカウント）

当法人が各団体に提供しているメールアドレス「(学校名) @ptatokyo.com」をもってユーザーアカウントとする。

第5条（登録料）

ユーザー登録料は無料とする。

第6条（禁止事項）

ユーザーは、当法人のユーザーの立場を利用して、以下に挙げる行為を行ってはならないものとする。

- ・ 政治活動、選挙活動または宗教的活動、もしくはこれらに類する行為
- ・ 個人もしくは法人およびその他の組織への勧誘または売名行為をすること
- ・ 犯罪行為または公序良俗違反の行為
- ・ 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為

第7条（ユーザーの除名）

当法人のユーザーが、次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員を除名することができる。

- ・ 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき
- ・ ユーザーとしての義務に違反したとき
- ・ 反社会的勢力との関係があると認められるとき
- ・ その他の除名すべき正当な事由があるとき

第8条（資格喪失）

ユーザーが次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 解散したとき
- ・ 除名されたとき

#### 第9条（免責）

ユーザー間で紛争が生じた場合、当該ユーザー間で解決するものとし、当法人は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。

#### 第10条（損害賠償）

ユーザーが本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該ユーザーに対して相当の損害賠償の請求を行う。

#### 第11条（ユーザー規約の改訂）

本規約は、定時総会の過半数の同意があり、代表理事が承認したときは改定することができる。

#### 第12条（付則）

本規約に定めのないことは、定款および一般法人法その他の法令に従って協議決定するものとする。

以上